

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所の運営方針

事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って在宅生活を支援いたします。

又、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の業者に不当に偏することがないように公平中立な立場で、必要なサービスが提供されるよう支援します。

事業実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的な居宅介護支援の提供に努めます。

又、各種研修会に積極的に参加し、職員の資質・サービスの質の向上に努めます。

2. 事業所の概要

事業所名	指定居宅介護支援事業所梅の辻
所在地	高知市梅ノ辻8-7
管理者名	藤田 麻紀
電話番号	[電話] 088 (833) 4633 [FAX] 088 (832) 1852
事業者指定番号	3970101360
居宅介護支援提供地域	高知市（例外あり、相談に応じます）

3. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1名（兼務）		1名
介護支援専門員	3名以上 (2名以上専従・1名兼務)		3名以上

4. 営業日・時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

*祝祭日・年末年始(12月30日～1月3日)は、休業いたします。

*利用者、又はご家族からのご相談については、24時間いつでも連絡の取れる体制を取っています。

5. 支援の内容

①居宅介護サービス計画の作成

- ・サービス作成依頼の契約終了後、利用者の希望を伺い、専門的見地からの調査や関係者との協議・検討により利用者の意向に沿ったサービス計画を作成します。
- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることができ、事業所は紹介を求められた際は利用者等と協議を行い、指定居宅サービス事業所等への連絡、調整を行います。また利用者はケアプランに位置付けた指定居宅サービス事

業所等の選定理由の説明を受けることができ、利用者の状態や希望に応じて指定居宅サービス事業所等への連絡、調整を行います。

- 利用者の了解を得て、主治医の先生に意見をお尋ねする事があります。
- サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得た上でサービス計画書については文書でお渡し致します。
- 少なくとも月一回ご自宅を訪問し、利用者やご家族からお話を伺います。
- 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録し、サービス計画に活かします。
- サービス計画後も必要に応じて、利用者及び関係機関との連絡調整を行い、適切なサービスが効率よく利用できるように努めます。

②介護認定申請・更新申請等に必要な援助・協力

③必要に応じ他の支援事業者等の紹介

④給付管理票の作成・提出等

6. 利用料金

居宅介護支援の利用については、介護保険制度から全額支給されますので利用者の自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、別紙の料金をいただき、指定居宅介護支援提供証明書と領収書を発行します。この提供証明書と領収書を後日高知市の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援費

利用料	居宅介護支援費(I)	
	要介護1・2	要介護3・4・5
	10,860円/月	14,110円/月

特定事業所加算

利用料	3,230円/月
-----	----------

*当事業所は特定事業所加算(Ⅲ)の届出をしています。

初回加算

利用料	3,000円
-----	--------

新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が二区分以上変更された場合に居宅サービス計画の作成時に加算されます。

入院時情報連携加算

	加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）
利用料	2,500円/月	2,000円/月

入院時ケアマネジャーが病院又は診療所に当該病院又は診療所の職員に対して、利用者様に関する必要な情報を提供した場合に加算されます。

退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4,500円/回	6,000円/回
連携2回	6,000円/回	7,500円/回
連携3回	×	9,000円/回

退院又は退所にあたって、医療機関等の職員と面談を行い、利用者様に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算されます。

緊急時等居宅カンファレンス加算

利用料	2,000円/回
-----	----------

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者様の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に加算されます。

ターミナルケアマネジメント加算

利用料	4,000円/月
-----	----------

通院時情報連携加算

利用料	500円/月
-----	--------

利用者様が医師、歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師、歯科医師等に利用者様の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師、歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合に加算されます。

7. 事故対応と損害賠償

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が生じた場合は、速やかに当該市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、その事故の状況及び事故に際し採った処置について記録します。

また、利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

8. 秘密の保持

事業所の介護支援専門員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないようにします。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者及び家族の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め同意を得た上で行うこととします。

9. ハラスメントの防止

職場や介護現場におけるハラスメントを防止するためハラスメント防止規定の周知、相談窓口の設置、相談内容の検討と措置をハラスメント委員会にて実施します。

10. 事業継続計画について

感染症や非常災害が発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

11. 感染症の予防及びまん延の防止について

感染症が発生、又はまん延しないように指針の整備、研修及び訓練の実施を行います。

12. 身体的拘束等の適正化について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 相談窓口、苦情対応

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等については下記窓口までお申し出下さい。

☆ 相談窓口 ☆	
電話番号	: 088 (833) 4633
FAX番号	: 088 (832) 1852
所在地	: 高知市梅ノ辻8-7
担当者	: 指定居宅介護支援事業所梅の辻 管理者: 藤田 麻紀
受付時間	: 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝祭日・年末年始を除く)

サービスに関する相談や苦情については、当事業所以外にも次の公的機関に対して申し立てができます。

市町村介護保険相談窓口 (高知市健康福祉部介護保険課)	所在地	高知市本町5丁目1番45号
	電話番号	088(823)9972
	FAX番号	088(824)8390
	対応時間	午前8時30分～午後5時(土・日・祭日を除く)
高知県国民健康保険団体 連合会(国保連)介護保険課	所在地	高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	088(820)8410/8411
	FAX番号	088(820)8413
	対応時間	午前9時～午後4時(土・日・祭日を除く)

14. 虐待防止に関する措置

当事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止のための指針を策定しています。

虐待防止に関する責任者を設け、虐待の発生・再発防止を検討する委員会を定期的
に開催します。また介護支援専門員に対して虐待の発生・再発防止の研修を行います。
虐待防止委員会および研修についての計画・実施内容について記録します。

高齢者虐待防止法に定める虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には速
やかにこれを市町村に通報するものとします。

☆ 相談窓口 ☆
電話番号 : 088(833)4633
FAX番号 : 088(832)1852
所在地 : 高知市梅ノ辻8-7
担当者 : 指定居宅介護支援事業所梅の辻 責任者: 藤田 麻紀
受付時間 : 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝祭日・年末年始を除く)